

整理番号	整-R04-12	指定年月日・指定番号	令和5年1月13日・指-215	所在地	中区寺久保、箕沢、根岸台及び山元町4丁目地内、南区山谷地内、磯子区上町地内(別図のとおり)
調製・訂正年月日	令和5年1月13日調製(新規指定)、令和5年2月16日訂正(認定調査、形質変更1届出、搬出1届出)、令和5年4月6日訂正(追完・詳細調査、一部解除1)、令和5年7月14日訂正(形質変更1中間報告、一部解除2)、令和5年8月7日訂正(形質変更2届出、搬出2届出)、令和5年8月14日訂正(形質変更1完了報告)、令和5年10月25日訂正(一部解除3)				
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地	面積	6,475.132平方メートル 5,481.225平方メートル(R5.3.24) 5,181.225平方メートル(R5.7.14)	5,003.381平方メートル(R5.10.25)	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置			形質変更時要届出区域の一部について、省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合することを確認した(R5.3.24一部解除) 形質変更時要届出区域の一部について、土壤汚染の除去(基準不適合土壤の掘削による除去)が講じられた。(R5.7.14、R5.10.25一部解除)		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
	令和4年3月30日 令和5年2月2日 (追完・詳細調査)	タクロエチレン、1,1-ジタクロエチレン、1,2-ジタクロエチレン、テトラタクロエチレン、トリタクロエチレン	含有量基準・溶出量基準・ 第二溶出量基準	アジア航測株式会社	
		水銀及びその化合物、鉛及びその化合物	含有量基準 ・溶出量基準・第二溶出量基準		
		ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ 第二溶出量基準		
砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況	令和5年1月16日 (令和5年1月30日)	令和5年7月21日	土壌の掘削、アスファルト舗装撤去、 コンクリート舗装撤去、埋戻し	南関東防衛局	有 無	分別等処理
	令和5年7月31日 (令和5年8月17日)	令和5年8月31日	土壌の掘削、アスファルト舗装撤去、 コンクリート舗装撤去、埋戻し	南関東防衛局	有 無	分別等処理
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「形質変更時届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。